

目 次

第1章 教育の目的、目標、理念等	4
《第1節 日本国憲法》	4
《第2節 教育基本法》	4
《第3節 学校教育法》	7
《第4節 その他の国内規範》	7
《第5節 国際条約等》	8
第2章 教育の思想と歴史の変遷	11
《第1節 諸外国の教育思想と歴史》	11
《第2節 日本の教育思想と歴史》	16
第3章 教育の制度	20
《第1節 教育制度の基礎》	20
《第2節 教育法規・教育行政の基礎》	21
《第3節 諸外国の教育制度》	23
第4章 教育の実践	24
《第1節 教育実践の基礎理論 — 内容、方法、計画 —》	24
《第2節 教育指導》	28
《第3節 教育評価》	29
第5章 生涯学習社会における教育の現状と課題	31
《第1節 生涯学習社会と教育》	31
《第2節 教育をめぐる現状と課題》	32
《第3節 近年の中央教育審議会答申等》	34

第1章 教育の目的、目標、理念等

《第1節 日本国憲法》

1	<p>日本国憲法 第13条</p> <p>すべて国民は、(A)として尊重される。(B)、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、(C)に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	□ □ □
2	<p>日本国憲法 第26条</p> <p>① すべて国民は、法律の定めるところにより、その(A)に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に(B)を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを(C)とする。</p>	□ □ □
3	<p>教育を受ける権利を保障する「日本国憲法」第26条の規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の(A)を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、自ら学習することのできない(B)は、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを(C)一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在している（最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決）。この「固有の権利」は、一般に、「(D)」とよばれている。</p>	□ □ □

《第2節 教育基本法》

1	<p>教育基本法 前文</p> <p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた(A)で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、(B)を重んじ、(C)と正義を希求し、(D)の精神を尊び、豊かな(E)と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、(F)を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、(G)の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p>	□ □ □
---	--	-------

<p>10</p>	<p>幼稚園教育要領 第1章 第3 3 教育課程の編成上の基本的事項</p> <p>(1) 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の（ A ）や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。この場合においては、特に、（ B ）が芽生え、他者の存在を意識し、自己を（ C ）しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの（ D ）をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。</p> <p>(2) 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、（ E ）週を下ってはならない。</p> <p>(3) 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、（ F ）時間を標準とする。ただし、幼児の（ G ）の程度や季節などに適切に配慮するものとする。</p>	<p>□ □ □</p>
<p>11</p>	<p>保育所保育指針 第2章 冒頭【抜粋】</p> <p>保育における「（ A ）」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「（ B ）」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための（ C ）である。本章では、保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するため、主に（ B ）に関わる側面からの視点を示しているが、実際の保育においては、（ A ）と（ B ）が（ D ）となって展開されることに留意する必要がある。</p>	<p>□ □ □</p>

第5章 生涯学習社会における教育の現状と課題

《第1節 生涯学習社会と教育》

1	「生涯学習」の考え方は、(A) 年、ユネスコ (UNESCO 国際連合教育科学文化機関) の成人教育推進国際委員会において、(B) が「生涯にわたって(C)された教育」(lifelong integrated education) を提唱したことによって、公式に登場した。	□ □ □
2	1968年に、アメリカの(A) は、『学習社会論 (The Learning Society)』を著した。	□ □ □
3	わが国では、(A) 年に中央教育審議会が出した答申「生涯教育について」において、初めて「生涯学習」という言葉が公式に用いられた。	□ □ □
4	(A) 年に、生涯学習の振興に寄与することを目的として、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(生涯学習振興法) が制定された。	□ □ □
5	教育基本法 第3条 (生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の(A) を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる(B) に、あらゆる場所において学習することができ、その(C) を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。	□ □ □
6	リカレント教育構想は、1960年代以降、(A) を中心に展開されている生涯教育構想の一つであり、学校教育修了後、実社会に出た者でも、全生涯にわたって、教育を受けることができるように、教育制度を改革しようとする考え方である。	□ □ □
7	2002年に、国連総会で、2005年から2014年までの10年間を、「国連 (A) な開発のための教育の10年」とし、ユネスコをその主導機関とするとの決議が採択された。 「(A) な開発のための教育 (ESD)」は、地球的視野で考え、さまざまな課題を(B) として捉え、身近なところから取り組み、(A) な社会づくりの担い手となるよう個々人を育成する教育である。	□ □ □

5	<p>2015（平成27）年の「小学校学習指導要領」の一部改正により、「（ A ）科」が「特別な教科」として位置づけられた（2018（平成30）年4月1日施行）。</p> <p>また、2017（平成29）年の「小学校学習指導要領」の改正により、小学校において、中学年で「（ B ）活動」が、高学年で「（ B ）科」が導入された（2020（平成32）年4月1日施行）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
6	<p>いじめ防止対策推進法 第2条（定義）【抜粋】</p> <p>① この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の（ A ）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（（ B ）を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が（ C ）を感じているものをいう。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
7	<p>いじめ防止対策推進法 第9条（保護者の責務等）【抜粋】</p> <p>① 保護者は、子の（ A ）について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、（ B ）を養うための（ C ）その他の必要な（ C ）を行うよう努めるものとする。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
8	<p>いじめ防止対策推進法 第11条（いじめ防止基本方針）【抜粋】</p> <p>① （ A ）は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を（ B ）かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
9	<p>個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、（ A ）的・（ B ）的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。</p> <p>この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「（ C ）を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを（ D ）する 경우가多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。</p> <p>（文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日（最終改定 平成29年3月14日））：ダイジェスト版 p115）</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>

10	<p>（いじめの防止等のために国が実施すべき施策として）社会性や規範意識、（ A ）などの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた（ B ）を推進する。このため、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、（ B ）に関する教職員の（ C ）向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた（ B ）を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する（文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日（最終改定 平成29年 3月14日））：ダイジェスト版 p 118～119）。</p>	□ □ □
----	--	-------

《第3節 近年の中央教育審議会答申等》

1	<p>教育基本法 第17条（教育振興基本計画）</p> <p>① 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを（ A ）に報告するとともに、（ B ）しなければならない。</p> <p>② （ C ）は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該（ C ）における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p>	□ □ □
2	<p>「第3期教育振興基本計画」においては、生涯にわたる「（ A ）」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組を整理するものとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 夢と志を持ち、（ A ）に挑戦するために必要となる力を育成する 2. 社会の（ B ）を牽引^{けんいん}するための多様な力を育成する 3. 生涯学び、（ C ）できる環境を整える 4. 誰もが社会の担い手となるための学びの（ D ）を構築する 5. 教育政策推進のための基盤を整備する <p>（中央教育審議会答申「第3期教育振興基本計画について」（平成30年3月8日）：ダイジェスト版 p 52）</p>	□ □ □